

である評価対象住戸について、建築主等の判断の基準 1 - 3 (2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が $1.8W/m^2 \cdot K$ を超える場合にあっては③の基準は適用しない。

- d 相当隙間面積は、次の表の(い)項に掲げる住宅の種類ごとに、(ろ)項に掲げる数値であるものとする。

(い) 住宅の種類		(ろ) 相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)
(1)	住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号。以下「設計施工指針」という。）3 (3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を $5.0cm^2/m^2$ 以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針 4 (3)に掲げる基準のうちⅢ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	5.0
(2)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅	5.0
(3)	設計施工指針 3 (3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を $2.0cm^2/m^2$ 以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針 4 (3)に掲げる基準のうちⅠ又はⅡ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	2.0
(4)	(1)から(3)までに掲げる住宅以外の住宅	5.0 超
設計施工指針 3 (3)ニ(ニ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とする。		

④ 結露の発生を防止する対策に関する基準

a 等級 4

設計施工指針 3 (2)ロ(ロ)から(ハ)まで及び(チ)並びに(ニ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、3 - 1 (3)イ① g に適合している場合にあっては設計施工指針 3 (2)ロ(ハ)に、3 - 1 (3)イ① f に適合している場合にあっては設計施工指針 3 (2)ロ(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

b 等級 3

設計施工指針 3 (2)ロ(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ハ)及び(チ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、3 - 1 (3)イ① g に適合している場合にあっては設計施工指針 3 (2)ロ(ハ)に、3 - 1 (3)イ① f に適合している場合にあっては設計施工指針 3 (2)ロ(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c 等級 2

設計施工指針 3 (2)ロ(ロ)に掲げる基準に適合していること。

ロ 熱貫流率等による基準

① 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

a 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針 2 に掲げる基準に適合していること。

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)並びに(2)イ、ロの(ロ)から(ハ)まで及び(フ)並びに(ヘ)並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (3)ニ(ニ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3-1(3)イ① g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ハ)に、3-1(3)イ① f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロの(ホ)及び(ヘ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 ((4)を除く。)に掲げる基準に適合していること。

② 等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

a 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針 2 に掲げる基準に適合していること。

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イの(イ)から(ハ)まで、ロの(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)及び(フ)並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針 3 (1)イの表は次の表 1 と、設計施工指針 3 (1)ロの表は次の表 2 と、設計施工指針 3 (2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針 3 (3)の本文中「地域の区分に応じ、判断基準 1-4 (1)の表に掲げる基準値」とあるのは「別表第 1 の I 地域においては、 $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 」と、設計施工指針 3 (3)ニ(ニ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3-1(3)イ① g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ハ)に、3-1(3)イ① f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ホ)及び(ヘ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

表 1

住宅の種類	部 位	熱貫流率の基準値 (単位 $\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$)						
		地 域 の 区 分						
		I	II	III	IV	V	VI	
(1) 鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅又は気密住宅	屋根又は天井	0.24	0.52	0.67	0.67	0.67	0.67	
	壁	0.45	1.03	1.03	1.11	1.63		
	床	外気に接する部	0.30	0.54	0.54	0.83	1.00	
		その他の部分	0.43	0.83	0.83	1.26	1.51	
	土間床等の外周	外気に接する部分	0.43	0.78	0.78			
その他の部分		0.62						
(2) (1)以外の組積造の住宅又は枠組壁工法による住宅その他これに類する住宅	屋根又は天井		0.42	0.59	0.59	0.59	0.59	
	壁		0.84	0.84	1.20	1.50		
	床	外気に接する部		0.44	0.44	0.67	0.89	
		その他の部分		0.59	0.59	1.03	1.32	
外気に接する土間床等の外周		0.67	0.67					
(3) (1)及び(2)	屋根又は天井		0.33	0.48	0.48	0.48	0.48	